

財務省における女性の活躍に関する情報の公表

<職業生活に関する機会の提供に関する実績>

1. 国家公務員採用試験からの女性の採用状況 (令和6年6月公表)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	36.9%	39.1%	37.4%	38.2%	37.3%
財務省	39.7%	37.5%	39.4%	42.1%	42.0%
国税庁	36.1%	39.6%	36.9%	37.2%	35.7%
総合職	31.4%	31.6%	34.0%	34.0%	36.4%
財務省	30.6%	26.8%	34.1%	33.3%	31.7%
国税庁	33.3%	43.8%	33.3%	36.4%	50.0%
一般職(大卒程度)	38.9%	36.2%	42.7%	44.4%	43.3%
財務省	38.9%	36.2%	42.7%	44.4%	43.3%
国税庁					
一般職(高卒程度)	40.9%	41.6%	35.5%	38.5%	40.3%
財務省	40.9%	41.6%	35.5%	38.5%	40.3%
国税庁					
専門職(大卒程度)	35.1%	38.9%	35.9%	36.5%	32.8%
財務省	42.4%	39.6%	38.7%	43.2%	44.0%
国税庁	34.1%	38.8%	35.6%	35.5%	31.2%
専門職(高卒程度)	39.0%	40.7%	38.9%	39.5%	41.4%
財務省					
国税庁	39.0%	40.7%	38.9%	39.5%	41.4%

- (注) 1 上記は各年度4月1日付け採用者の数値。
 2 「総合職」とは、国家公務員採用総合職試験(院卒者試験及び大卒程度試験)をいう。
 3 「一般職」とは、国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験及び高卒者試験)をいう。
 4 「専門職」とは、財務専門官採用試験、国税専門官採用試験及び税務職員採用試験をいう。

【主な取組内容(令和3年度、令和4年度)】

- ・女性を主な対象とした業務説明会や女性に配慮(先輩女性職員のキャリアパスや仕事と育児等の両立支援制度の説明等)した業務説明会を実施。
- ・女子校での女性職員による業務説明会等、女性向けの機会を提供。

2. 女性職員の在職状況及び登用状況（令和6年2月公表）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標
在職者	22.3%	23.1%	24.1%	25.1%	25.8%	—
財務省	22.5%	23.2%	24.0%	25.1%	25.6%	—
国税庁	22.3%	23.1%	24.2%	25.1%	25.9%	—
指定職	2.5%	2.4%	2.6%	2.7%	2.6%	—
財務省	1.7%	3.3%	1.7%	1.8%	1.8%	—
国税庁	4.8%	0.0%	5.3%	5.3%	4.8%	—
本省課室長相当職	5.4%	6.3%	7.0%	7.5%	9.0%	10%
財務省	4.5%	4.8%	5.4%	6.0%	6.9%	—
国税庁	5.7%	6.7%	7.4%	8.0%	9.7%	—
国の地方機関課長・本省課長補佐相当職	14.6%	15.4%	16.4%	17.2%	18.1%	17%
財務省	10.4%	10.9%	11.8%	12.8%	13.5%	—
国税庁	15.4%	16.2%	17.2%	18.1%	19.0%	—
係長相当職（本省）	24.0%	24.0%	24.8%	25.2%	27.2%	30%
財務省	22.6%	22.6%	23.9%	23.7%	26.2%	—
国税庁	26.7%	26.6%	26.4%	28.1%	29.2%	—

(注) 1 上記は各年度7月1日時点の数値。

2 「一般職国家公務員在職状況統計表」（内閣人事局）のうち「常勤職員在職状況統計表」の対象となる職員で、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の行政職俸給表（一）、税務職俸給表及び指定職俸給表の適用を受ける職員が対象。

3 「指定職」とは一般職給与法の指定職俸給表の適用を受ける職員を、「本省課室長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）及び税務職俸給表の7級～10級の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表の5級、6級の職員を、「係長相当職（本省）」とは同俸給表の3級、4級の職員をいう。

4 「目標」とは、「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」において、令和7年度末を期限とする目標値をいう。

【主な取組内容（令和3年度、令和4年度）】

- ・女性職員を対象とした、各種研修、外部講師・女性幹部等による講演及び座談会を実施。
- ・管理職を対象に「女性活躍・ワークライフバランス推進及び働き方改革」をテーマとした研修を実施。

3. 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和6年6月公表）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.4%（説明欄1参照）
任期の定めのない常勤職員以外の職員	48.6%（説明欄2参照）
全職員	65.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	99.0%
本省課室長相当職	95.5%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	95.7%
係長相当職	91.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.8%
31～35年	95.0%
26～30年	92.0%
21～25年	88.3%
16～20年	84.2%
11～15年	85.8%
6～10年	93.2%
1～5年	95.8%

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表(-)7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

1. 『任期の定めのない常勤職員』

- 給与水準が高い指定職相当職や本省課室長相当職において女性の登用割合が低いことや、諸手当（扶養手当等）受給状況等による違いが要因と考えられる。

2. 『任期の定めのない常勤職員以外の職員』

- それぞれ職務内容・勤務形態・勤務時間が多様である職員を一体として比較していることから、男女の給与の差異が48.6%になってしまうものであるが、以下の職員区分で見ると「任期の定めのない常勤職員」と同等又はそれ以上の水準となり、著しい差異は生じていない。
- 特に、男性割合が高く、比較的給与水準の高い③「非常勤職員以外の職員（再任用職員等）」と、女性割合が高く、勤務時間が少なく、比較的給与水準の低い①「非賞勤職員（パートタイム）」を同じ職員として比較していることが大きな要因と考えられる。
- また、②「非常勤職員（期間業務職員）」については、過去の職務経験等も踏まえて給与を決定しているところ、職務経験等が長い男性職員が比較的多いため、差異が生じていると考えられる。

任期の定めのない常勤職員以外の職員内訳	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	男女比	
		男性割合	女性割合
①非常勤職員（パートタイム：※1）	101.5%	8.0%	60.0%
②非常勤職員（期間業務職員：※2）	82.7%	2.1%	3.0%
③非常勤職員以外の職員（再任用職員等：※3）	104.7%	24.1%	2.8%
合計	48.6%	34.2%	65.8%

(※1) 1週間当たりの勤務時間が38時間45分の4分の3を超えない職員(人事院規則15-15第2条)で、例えば、税務署の確定申告期等の繁忙期における事務補助としての短期間労働者等

(※2) 1日につき7時間45分を超えず、かつ、1週間当たり38時間45分の4分の3を超え、38時間45分を超えない範囲内で勤務する職員(人事院規則8-12第4条第13号)で、特定分野に関する専門的な業務に従事し、常勤職員を補佐する者等

(※3) ①②以外の常勤職員に準じた業務に従事する再任用職員(フルタイム・短時間)、育児休業代替職員、任期付採用職員(弁護士、研究員等)、官民交流職員等

(注) 職員数を計上する際、所定勤務日数に満たない職員については、月ごとに、所定勤務日数に占める勤務日数の割合に応じた換算を行っている。

<職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績>

4. 職員の育児休業の取得状況 (令和6年2月公表)

		男性職員			女性職員		
		新規 取得者数 (人)	当該年度 中に新たに 育児休業 が取得可 能となった 職員数 (人)	取得率 (%)	新規 取得者数 (人)	当該年度 中に新たに 育児休業 が取得可 能となった 職員数 (人)	取得率 (%)
令和4 年度	合計	1,390	1,545	90.0	679	681	99.7
	財務省	272	338	80.5	137	140	97.9
	国税庁	1,118	1,207	92.6	542	541	100.2
令和3 年度	合計	1,360	1,634	83.2	679	647	104.9
	財務省	260	352	73.9	129	128	100.8
	国税庁	1,100	1,282	85.8	550	519	106.0
令和2 年度	合計	1,226	1,646	74.5	677	678	99.9
	財務省	229	360	63.6	136	137	99.3
	国税庁	997	1,286	77.5	541	541	100.0
令和元 年度	合計	715	1,641	43.6	653	647	100.9
	財務省	133	374	35.6	151	152	99.3
	国税庁	582	1,267	45.9	502	495	101.4
平成3 0年度	合計	610	1,682	36.3	695	707	98.3
	財務省	101	411	24.6	132	135	97.8
	国税庁	509	1,271	40.0	563	572	98.4

(注) 1 常勤職員が対象。

2 「新規取得者数」とは、新たに育児休業（再度の育児休業者を除く。）を取得した人数（当該年度の前年度までに取得可能となった職員が取得した場合を含む。）をいう。

3 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員については、当該年度中に子が出生したものの数、女性職員については、当該年度中に産後休暇が終了し育児休業が取得できることとなったものの数をいう。

○取得期間の分布状況 (令和4年度)

区分	育児休業取得期間						
	1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
男性	60.3%	22.8%	10.1%	2.9%	2.5%	1.1%	0.3%
女性	0.4%	0.4%	3.2%	12.1%	31.7%	29.9%	22.2%

【主な取組内容 (令和3年度、令和4年度)】

育児休業等を取得した男性職員による、子どもの成長を見守る喜びや送り出してくれた周囲の職員等への感謝を綴った体験記を再編集し、意識改革を促すメッセージ、両立支援制度のパンフレット等と併せて職員に再周知。

5. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況（令和6年2月公表）

		当該年度中に子が生まれた男性職員数(人)	配偶者出産休暇		育児参加のための休暇		配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇	
			うち配偶者出産休暇を使用した職員数(人)	使用率(%)	うち育児参加のための休暇を使用した職員数(人)	使用率(%)	うち合わせて5日以上休暇を使用した職員数(人)	使用率(%)
令和4年度	合計	1,545	1,488	96.3	1,446	93.6	1,366	88.4
	財務省	338	317	93.8	306	90.5	283	83.7
	国税庁	1,207	1,171	97.0	1,140	94.4	1,083	89.7
令和3年度	合計	1,662	1,609	96.8	1,606	96.6	1,550	93.3
	財務省	380	358	94.2	362	95.3	333	87.6
	国税庁	1,282	1,251	97.6	1,244	97.0	1,217	94.9
令和2年度	合計	1,646	1,580	96.0	1,597	97.0	1,552	94.3
	財務省	360	332	92.2	337	93.6	320	88.9
	国税庁	1,286	1,248	97.0	1,260	98.0	1,232	95.8
令和元年度	合計	1,641	1,585	96.6	1,592	97.0	1,504	91.7
	財務省	374	366	97.9	370	98.9	334	89.3
	国税庁	1,267	1,219	96.2	1,222	96.4	1,170	92.3
平成30年度	合計	1,682	1,619	96.3	1,617	96.1	1,511	89.8
	財務省	411	381	92.7	374	91.0	317	77.1
	国税庁	1,271	1,238	97.4	1,243	97.8	1,194	93.9

【主な取組内容（令和3年度、令和4年度）】

育児休業等を取得した男性職員による、子どもの成長を見守る喜びや送り出してくれた周囲の職員等への感謝を綴った体験記を再編集し、意識改革を促すメッセージ、両立支援制度のパンフレット等と併せて職員に再周知。